

## 【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年10月30日提出
【計算期間】	第1期中(自 2025年2月4日至 2025年8月3日)
【ファンド名】	楽天・G C Iシステムティック・グローバル・アルファ・ファンド
【発行者名】	楽天投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 東 真之
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山二丁目6番21号
【事務連絡者氏名】	石館 真
【連絡場所】	東京都港区南青山二丁目6番21号
【電話番号】	03-6432-7746
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1 【ファンドの運用状況】

### 【楽天・G C I システマティック・グローバル・アルファ・ファンド】

以下の運用状況は2025年 8月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### （1）【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	1,358,358,914	99.19
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		11,042,955	0.81
合計(純資産総額)		1,369,401,869	100.00

#### （2）【運用実績】

##### 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
2025年 2月末日	1,136		0.9905	
3月末日	1,342		1.0149	
4月末日	1,293		0.8974	
5月末日	1,370		0.9393	
6月末日	1,352		0.9197	
7月末日	1,367		0.9164	
8月末日	1,369		0.9249	

##### 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
当中間期	2025年 2月 4日～2025年 8月 3日	

##### 【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
当中間期	2025年 2月 4日～2025年 8月 3日	8.41

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## 2 【設定及び解約の実績】

### 【楽天・GCIシステムティック・グローバル・アルファ・ファンド】

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)
当中間期	2025年 2月 4日～2025年 8月 3日	1,530,456,931	40,711,833

(注)第1中間計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

### 3 【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。  
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期中間計算期間(2025年2月4日から2025年8月3日まで)の中間財務諸表については、EY新日本有限責任監査法人より中間監査を受けております。

## 【楽天・GCIシステムティック・グローバル・アルファ・ファンド】

## (1) 【中間貸借対照表】

(単位:円)

第1期中間計算期間末  
2025年 8月 3日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	49,048,091
投資信託受益証券	1,328,161,595
未収利息	1,410
流動資産合計	1,377,211,096
資産合計	1,377,211,096
負債の部	
流動負債	
未払解約金	3,702,905
未払受託者報酬	170,902
未払委託者報酬	8,886,747
流動負債合計	12,760,554
負債合計	12,760,554
純資産の部	
元本等	
元本	1,489,745,098
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金( )	125,294,556
元本等合計	1,364,450,542
純資産合計	1,364,450,542
負債純資産合計	1,377,211,096

(2) 【中間損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

第1期中間計算期間  
自 2025年 2月 4日  
至 2025年 8月 3日

営業収益	
受取配当金	231
受取利息	86,139
有価証券売買等損益	100,124,966
営業収益合計	100,038,596
営業費用	
受託者報酬	170,902
委託者報酬	8,886,747
営業費用合計	9,057,649
営業利益又は営業損失( )	109,096,245
経常利益又は経常損失( )	109,096,245
中間純利益又は中間純損失( )	109,096,245
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	2,743,142
期首剩余金又は期首次損金( )	-
剩余金増加額又は欠損金減少額	424,199
中間一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	424,199
剩余金減少額又は欠損金増加額	19,365,652
中間追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	19,365,652
分配金	-
中間剩余金又は中間欠損金( )	125,294,556

（3）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の市場価格又は基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落ちの売買が行われる日において、当該金額を計上しております。  有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	第1期中間計算期間末 2025年 8月 3日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	1,489,745,098口
2. 元本の欠損	125,294,556円
3. 計算期間末日における1口当たり純資産額	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) 0.9159円 (9,159円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期中間計算期間末 2025年 8月 3日現在
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	中間貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。  (3) 上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

項目	第1期中間計算期間 自 2025年 2月 4日 至 2025年 8月 3日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	643,792,306円
期中追加設定元本額	886,664,625円
期中一部解約元本額	40,711,833円

#### 4 【委託会社等の概況】

##### （1）【資本金の額】

2025年8月末現在	
資本金の額	： 150百万円
発行可能株式総数	： 30,000株
発行済株式総数	： 13,000株
過去5年間における主な資本金の増減	： 該当事項はありません。

##### （2）【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行っています。

2025年8月末現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	104	4,843,382
単位型株式投資信託	4	5,840
合計	108	4,849,222

##### （3）【その他】

###### （1）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

###### （2）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

## 5【委託会社等の経理状況】

- 委託会社である楽天投信投資顧問株式会社(以下「当社」といいます。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」といいます。)、並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。  
当社の中間財務諸表は、財務諸表等規則ならびに同規則第282条及び第306条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
- 財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期事業年度(2024年1月1日から2024年12月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けており、中間会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

### (1)【貸借対照表】

	(単位:千円)	
	前事業年度 (2023年12月31日現在)	当事業年度 (2024年12月31日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金・預金	1,819,543	2,583,332
金銭の信託	800,000	800,000
前払費用	48,271	52,329
未収入金	-	817
未収委託者報酬	1,132,948	1,827,748
未収運用受託報酬	12,649	15,752
未収収益	-	2,635
立替金	130,484	168,301
未収還付法人税等	6,458	3,089
その他	10,378	30,421
流動資産計	<u>3,960,734</u>	<u>5,484,430</u>
固定資産		
有形固定資産		
器具備品(純額)	1	68,147
リース資産(純額)		65,890
無形固定資産		
ソフトウェア		2,257
投資その他の資産		21,126
投資有価証券		21,126
長期前払費用		634,965
繰延税金資産		532,737
固定資産計		<u>724,239</u>
資産合計		<u>4,684,974</u>
<b>負債の部</b>		
流動負債		
預り金	11,419	17,434
未払金	189,064	335,807
未払費用	720,667	1,148,451
未払消費税等	67,464	99,128
未払法人税等	42,615	85,862
賞与引当金	88,276	61,782
役員賞与引当金	10,750	7,770
リース債務	827	827
流動負債計	<u>1,131,085</u>	<u>1,757,064</u>
固定負債		
賞与引当金	-	76,933
役員賞与引当金	-	5,160
退職給付引当金	112,301	138,389
執行役員退職慰労引当金	29,588	64,176
リース債務	1,655	827
固定負債計	<u>143,544</u>	<u>285,487</u>
負債合計		<u>1,274,630</u>
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	150,000	150,000
資本剰余金		
資本準備金	400,000	400,000
その他資本剰余金	229,716	229,716
資本剰余金合計	<u>629,716</u>	<u>629,716</u>

利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,596,129	3,418,967
利益剰余金合計	2,596,129	3,418,967
株主資本合計	3,375,846	4,198,683
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	34,497	95,197
評価・換算差額合計	34,497	95,197
純資産合計	3,410,343	4,293,881
負債・純資産合計	4,684,974	6,336,433

## (2)【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)	当事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	3,327,980	4,972,782
運用受託報酬	137,412	139,397
その他営業収益	-	3,743
営業収益計	3,465,392	5,115,923
営業費用		
支払手数料	1,408,681	2,234,160
委託費	129,598	118,131
広告宣伝費	5,897	12,600
通信費	116,133	140,303
協会費	6,090	8,956
諸会費	217	252
その他営業諸経費	80,890	189,304
営業費用計	1,747,509	2,703,707
一般管理費	1・2	1,213,050
営業利益	659,974	1,199,165
営業外収益		
受取利息	12	216
有価証券利息	388	2,590
投資有価証券売却益	32,169	18,788
投資有価証券償還益	-	2,054
為替差益	-	879
その他	53	488
営業外収益計	32,624	25,018
営業外費用		
事務所移転費用	-	678
為替差損	2	-
その他	81	391
営業外費用計	84	1,069
経常利益	692,514	1,223,114
特別利益		
その他の特別利益	12,959	-
特別利益計	12,959	-
特別損失		
固定資産除却損	298	2,922
特別損失計	298	2,922
税引前当期純利益	705,176	1,220,192
法人税、住民税及び事業税	234,828	417,411
法人税等調整額	14,456	20,055
法人税等合計	220,371	397,355
当期純利益	484,804	822,837

## (3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位:千円)

	資本金	株主資本		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当期変動額				
剰余金の配当				

当期純利益					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	-	-	-
当期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716	

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計	
	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
	その他利益剰余金	繰越利益剰余金					
当期首残高	2,111,325	2,111,325	2,891,041	4,061	4,061	2,886,979	
当期変動額							
剰余金の配当							
当期純利益	484,804	484,804	484,804			484,804	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				38,559	38,559	38,559	
当期変動額合計	484,804	484,804	484,804	38,559	38,559	523,363	
当期末残高	2,596,129	2,596,129	3,375,846	34,497	34,497	3,410,343	

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				純資産合計	
	資本金	資本剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716		
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益						
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	-		
当期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716		

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計	
	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
	その他利益剰余金	繰越利益剰余金					
当期首残高	2,596,129	2,596,129	3,375,846	34,497	34,497	3,410,343	
当期変動額							
剰余金の配当							
当期純利益	822,837	822,837	822,837			822,837	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				60,700	60,700	60,700	
当期変動額合計	822,837	822,837	822,837	60,700	60,700	883,538	
当期末残高	3,418,967	3,418,967	4,198,683	95,197	95,197	4,293,881	

## [注記事項]

## (重要な会計方針)

## 1. 資産の評価基準及び評価方法

## (1) 有価証券

## その他有価証券

## 市場価格のない株式等以外のもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)を採用しております。

## (2) 金銭の信託

時価法によっております。

## 2. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。

器具備品 4~20年

また、取得価額が100千円以上200千円未満の減価償却資産につきましては、3年均等償却によっております。

## (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

## (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## (4) 長期前払費用

定額法によっております。

## 3. 引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

## (2) 賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

## (3) 役員賞与引当金

役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する将来の支給見込額のうち、当事業年度末において負担すべき額を計上しております。

## (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

## 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

## 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

## (5) 執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の執行役員退職金規程に基づく当該支給見積額のうち、当事業年度末において負担すべき額を計上しております。

## 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

## (1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

## (2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任業務等委託契約に基づき、運用対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出され、確定した報酬を毎月受領しております。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、運用を受託した期間にわたり収益として認識しております。

## (3) 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

## (重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

## (会計方針の変更)

該当事項はありません。

## (貸借対照表関係)

## 1. 有形固定資産より控除した減価償却累計額

(単位:千円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
有形固定資産より控除した減価償却累計額	56,207	73,566

## (損益計算書関係)

## 1. 役員報酬の範囲

(単位:千円)

	前事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)	当事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)
取締役 年額	200,000	200,000
監査役 年額	30,000	30,000

2. 一般管理費の主なもののうち主要な費目及び金額は、以下のとおりであります。

(単位:千円)

	前事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)	当事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)
人件費	557,294	652,313
減価償却費	46,516	42,118
賞与引当金繰入額	88,276	98,076
役員賞与引当金繰入額	10,750	9,444
退職給付費用	26,442	25,644
執行役員退職慰労引当金繰入額	19,868	34,588
経営指導料	24,118	24,000

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	13,000株	-	-	13,000株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	13,000株	-	-	13,000株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

<借主側>

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産 主として、事務用設備(工具、器具及び備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
1年内	2,400	-
1年超	-	-
合計	2,400	-

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っております。

当社では保有する金融資産・負債から生ずる様々なリスクを横断的かつ効率的に管理し、財務の健全性の維持を図っております。

なお、余資運用に関しては、預金等安全性の高い金融資産で運用しております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金・預金は、国内通貨による預金等であり、短期間で決済されるため、為替変動リスクや価格変動リスクは殆どないと認識しております。金銭の信託は、主に債権等を裏付けとした証券化商品を運用対象としておりますが、保有している証券化商品の外部格付機関による格付評価が高いため、価格変動リスクは殆どないと認識しております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは殆ど無いと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、顧客ごとに決済期日及び残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

投資有価証券は当社運用投資信託であり、当初自己設定および商品性維持を目的に保有しております。当該投資信託は為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、投資金額はその目的に応じた額にとどめられており、定期的に時価の状況を把握し、その内容を経営に報告いたします。

未払費用につきましては、そのほとんどが一年以内で決済されます。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

## 前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

2023年12月31日における貸借対照表計上額、時価、並びにこれらの差額については次の通りです。

なお、現金・預金、金銭の信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金、未払費用、未払消費税等、未払法人税等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	532,737	532,737	-
資産計	532,737	532,737	-

## (注) 金融商品の時価算定の方法

## (1) 投資有価証券

投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

## (2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金・預金	1,819,543			
(2) 金銭の信託	800,000			
(3) 未収委託者報酬	1,132,948			
(4) 未収運用受託報酬	12,649			
資産計	3,765,142	-	-	-

## 当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

2024年12月31日における貸借対照表計上額、時価、並びにこれらの差額については次の通りです。

なお、現金・預金、金銭の信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未払金、未払費用、未払消費税等、未払法人税等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額

(1) 投資有価証券			
その他有価証券	685,412	685,412	-
資産計	685,412	685,412	-

## (注) 金融商品の時価算定の方法

## (1) 投資有価証券

投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

## (2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金・預金	2,583,332			
(2) 金銭の信託	800,000			
(3) 未収委託者報酬	1,827,748			
(4) 未収運用受託報酬	15,752			
(5) 未収収益	2,635			
資産計	5,229,470	-	-	-

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 投資有価証券				
その他有価証券	-	532,737	-	532,737
資産計	-	532,737	-	532,737

## (注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

## (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 投資有価証券				
その他有価証券	-	685,412	-	685,412
資産計	-	685,412	-	685,412

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

（2）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
該当事項はありません。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（2023年12月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	292,656	232,015	60,641
小計	292,656	232,015	60,641
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	240,081	251,000	10,918
小計	240,081	251,000	10,918
合計	532,737	483,015	49,722

当事業年度（2024年12月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	571,328	425,200	146,128
小計	571,328	425,200	146,128
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	114,083	123,000	8,916
小計	114,083	123,000	8,916
合計	685,412	548,200	137,212

2. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	555,169	35,417	3,247
合計	555,169	35,417	3,247

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	425,244	21,198	2,409
合計	425,244	21,198	2,409

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

（退職給付関係）

## 1. 採用している退職給付制度の概略

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)	当事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)
退職給付債務の期首残高	103,170	128,333
勤務費用	21,549	19,593
利息費用	1,134	1,796
数理計算上の差異の発生額	4,794	5,921
退職給付の支払額	2,317	-
過去勤務費用の発生額	-	-
転籍にともなう増減額	-	-
退職給付債務の期末残高	128,333	155,645

## (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)	当事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)
非積立制度の退職給付債務	128,333	155,645
未積立退職給付債務	128,333	155,645
未認識数理計算上の差異	16,031	17,255
未認識過去勤務費用	-	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	112,301	138,389
退職給付引当金	112,301	138,389
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	112,301	138,389

## (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)	当事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)
勤務費用	21,549	19,593
利息費用	1,134	1,796
期待運用収益	-	-
数理計算上の差異の費用処理額	3,757	4,697
過去勤務費用の費用処理額	-	-
確定給付制度に係る退職給付費用	26,442	26,087

## (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)	当事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)
割引率	1.4%	1.7%
長期期待運用収益率	-	-
予想昇給率	2.5%	2.7%

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	15,395	13,353
未払事業所税	391	492
未払事業税	9,346	16,387
賞与引当金	27,030	42,474
退職給付引当金	34,386	42,374
執行役員退職慰労引当金	9,059	19,650
減価償却超過額	2,860	2,799
繰延資産	1,310	737
その他	17,188	18,406
繰延税金資産小計	116,970	156,676

評価性引当金	456	20,107
繰延税金資産合計	116,513	136,569
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	15,225	42,014
繰延税金負債合計	-	-
繰延税金資産純額	101,288	94,555

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
法定実効税率 (調整)	30.62%	30.62%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.62%	0.32%
住民税均等割等	0.08%	0.06%
評価性引当金の増減額	0.00%	1.59%
その他	0.08%	0.03%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.25%	32.56%

## 3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

## (資産除去債務関係)

該当事項はありません。

## (収益認識に関する注記)

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
委託者報酬	3,324,618	4,932,615
運用受託報酬	137,412	139,397
成功報酬(注)	3,361	40,167
その他営業収益	-	3,743
合計	3,465,392	5,115,923

(注) 成功報酬は、損益計算書において委託者報酬に含めて表示しております。

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

### 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## (セグメント情報等)

### [セグメント情報]

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)及び当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を主とした金融サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### [関連情報]

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

	投資信託運用業務	投資一任業務	その他営業収益	合計
外部顧客への営業収益	3,327,980	137,412	-	3,465,392

## 2 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

## 1 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	投資信託運用業務	投資一任業務	その他営業収益	合計
外部顧客への営業収益	4,972,782	139,397	3,743	5,115,923

## 2 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

## (関連当事者情報)

## 1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	楽天グループ株式会社	東京都世田谷区	446,769(2023年12月31日現在)	Eコマースサービス業	被所有間接100.0%	-	経営管理	グループ通算制度に伴う通算税効果額	189,064	未払金	189,064

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				

親会社	楽天グループ株式会社	東京都世田谷区	452,646 (2024年12月31日現在)	Eコマースサービス業	被所有 間接 100.0%	-	経営 管理	グループ通算 制度に伴う通 算税効果額の 支払	189,270	未払金	335,807
-----	------------	---------	----------------------------	------------	---------------------	---	----------	----------------------------------	---------	-----	---------

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておらず、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

#### 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

種類	会社等 の名称	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
兄弟会社	楽天証券株式会社	東京都港区	19,495 (2023年12月31日現在)	インターネット証券取引サービス業	-	兼任 3人	当社投資信託の募集の取扱い等	証券投資信託の代行手数料等 運用受託報酬	1,118,719 137,412	未払費用 未収運用受託報酬	474,617 12,649

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 証券投資信託の代行手数料、運用受託報酬については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

種類	会社等 の名称	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
兄弟会社	楽天証券株式会社	東京都港区	19,495 (2024年12月31日現在)	インターネット証券取引サービス業	-	兼任 3人	当社投資信託の募集の取扱い等	証券投資信託の代行手数料等 運用受託報酬 その他営業収益	1,876,111 136,471 3,743	未払費用 未収運用受託報酬 未収収益	805,080 12,826 2,635

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 証券投資信託の代行手数料、運用受託報酬、その他営業収益については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

#### 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

##### 親会社情報

楽天グループ株式会社(東京証券取引所に上場)  
楽天証券ホールディングス株式会社(非上場)

#### (1株当たり情報)

		前事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)	当事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)
1株当たり純資産額		262,334円11銭	330,298円57銭
1株当たり当期純利益金額		37,292円63銭	63,295円20銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)	当事業年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)
----	---------------------------------------	---------------------------------------

1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(千円)	484,804	822,837
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	484,804	822,837
普通株式の期中平均株式数(株)	13,000.00	13,000.00

(重要な後発事象)  
該当事項はありません。

中間財務諸表  
(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

当中間会計期間  
(2025年6月30日)

## 資産の部

## 流動資産

現金・預金	3,473,350
金銭の信託	200,000
前払費用	48,269
未収入金	835
未収委託者報酬	1,929,753
未収運用受託報酬	13,960
未収収益	3,585
立替金	193,910
その他	28,189
流動資産計	5,891,853

## 固定資産

有形固定資産	1	74,006
器具備品		72,877
リース資産		1,128
無形固定資産		13,103
ソフトウエア		13,103
投資その他の資産		747,642
投資有価証券		659,895
長期前払費用		388
繰延税金資産		84,542
その他		2,816
固定資産計		834,752
資産合計		6,726,605

(単位:千円)

当中間会計期間  
(2025年6月30日)

## 負債の部

## 流動負債

預り金	39,706
未払費用	1,285,856
未払消費税等	50,737
未払法人税等	219,549
賞与引当金	54,520
役員賞与引当金	3,353
リース債務	827
流動負債計	1,654,552

## 固定負債

賞与引当金	85,773
役員賞与引当金	5,024
退職給付引当金	134,176

執行役員退職慰労引当金	69,526
リース債務	413
固定負債計	294,914
負債合計	1,949,467
純資産の部	
株主資本	
資本金	150,000
資本剰余金	
資本準備金	400,000
その他資本剰余金	229,716
資本剰余金合計	629,716
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	3,892,856
利益剰余金合計	3,892,856
株主資本合計	4,672,572
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	104,566
評価・換算差額合計	104,566
純資産合計	4,777,138
負債・純資産合計	6,726,605

## (2) 中間損益計算書

(単位:千円)

当中間会計期間  
(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

営業収益	
委託者報酬	2,867,945
運用受託報酬	69,437
その他営業収益	6,565
営業収益計	2,943,948
営業費用	
支払手数料	1,315,663
委託費	80,086
広告宣伝費	11,374
通信費	81,905
協会費	5,380
諸会費	288
その他営業諸経費	146,398
営業費用計	1,641,096
一般管理費	1
1	624,696
営業利益	678,155
営業外収益	
受取利息	1,297
有価証券利息	1,057
投資有価証券売却益	3,559
投資有価証券償還益	48
その他	317
営業外収益計	6,280
営業外費用	
為替差損	192
その他	47
営業費用計	239
経常利益	684,196

## 特別損失

固定資産除却損	0
特別損失計	0
税引前中間純利益	684,196
法人税、住民税及び事業税	206,410
法人税等調整額	3,897
中間純利益	473,888

## (3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当中間期変動額				
剩余金の配当				
中間純利益				
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)				
当中間期変動額合計	-	-	-	-
当中間期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計	
	利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計					
	繰越 利益剰余金						
当期首残高	3,418,967	3,418,967	4,198,683	95,197	95,197	4,293,881	
当中間期変動額							
剩余金の配当							
中間純利益	473,888	473,888	473,888			473,888	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)				9,368	9,368	9,368	
当中間期変動額合計	473,888	473,888	473,888	9,368	9,368	483,256	
当中間期末残高	3,892,856	3,892,856	4,672,572	104,566	104,566	4,777,138	

## 注記事項

## (重要な会計方針)

## 1. 資産の評価基準及び評価方法

## (1) 有価証券

## その他有価証券

## 市場価格のない株式等以外のもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)を採用しております。

## (2) 金銭の信託

時価法によっております。

## 2. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

器具備品 4年~20年

また、取得価額が100千円以上200千円未満の減価償却資産につきましては、3年均等償却によっております。

## (2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

## (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## (4) 長期前払費用

定額法によっております。

## 3. 引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

## (2) 賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

## (3) 役員賞与引当金

役員への賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間末において負担すべき額を計上しております。

## (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

## 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法について、給付算定式基準によっております。

## 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

## (5) 執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の執行役員退職金規程に基づく当該支給見積額のうち、当中間会計期間末において負担すべき額を計上しております。

## 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

## (1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

## (2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任業務等委託契約に基づき、運用対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出され、確定した報酬を毎月受領しております。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、運用を受託した期間にわたり収益として認識しております。

## (3) 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

## (会計方針の変更)

## 1. 法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による財務諸表に与える影響はありません。

## (中間貸借対照表関係)

## 1 有形固定資産の減価償却累計額

(単位：千円)	
当中間会計期間（2025年6月30日）	
有形固定資産の減価償却累計額	82,867

## (中間損益計算書関係)

## 1 減価償却実施額

(単位：千円)	
当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	
有形固定資産	13,361
無形固定資産	3,124
合計	16,485

## (中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	13,000株	-	-	13,000株

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

## (リース取引関係)

&lt;借主側&gt;

## 1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産 主として、事務用設備(工具、器具及び備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

## 2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

## (金融商品関係)

当中間会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

## 1. 金融商品の時価等に関する事項

2025年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価、並びにこれらの差額については次の通りです。

なお、現金・預金、金銭の信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未払費用、未払消費税等、未払法人税等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(単位:千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	659,895	659,895	-
資産計	659,895	659,895	-

## (注) 金融商品の時価算定の方法

## (1) 投資有価証券

投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

## (2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金・預金	3,473,350			
(2) 金銭の信託	200,000			
(3) 未収委託者報酬	1,929,753			
(4) 未収運用受託報酬	13,960			
(5) 未収収益	3,585			
資産計	5,620,648	-	-	-

## 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価: レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 投資有価証券				
その他有価証券	-	659,895	-	659,895
資産計	-	659,895	-	659,895

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	542,455	387,200	155,255
小計	542,455	387,200	155,255
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	117,440	120,000	2,560
小計	117,440	120,000	2,560
合計	659,895	507,200	152,695

2. 売却したその他有価証券

当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	1,557,598	5,897	2,338
合計	1,557,598	5,897	2,338

(デリバティブ取引関係)  
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

委託者報酬	2,864,240
運用受託報酬	69,437
成功報酬(注)	3,704
その他営業収益	6,565

合計	2,943,948
----	-----------

(注) 成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を主とした金融サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	投資信託運用業務	投資一任業務	その他営業収益	合計
外部顧客への営業収益	2,867,945	69,437	6,565	2,943,948

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
1株当たり純資産額	367,472円18銭
1株当たり中間純利益金額	36,452円97銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
1株当たり中間純利益金額	
中間純利益金額(千円)	473,888
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	473,888
普通株式の期中平均株式数(株)	13,000.00

（重要な後発事象）  
該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2025年2月21日

楽天投信投資顧問株式会社  
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 市川 克也  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている楽天投信投資顧問株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天投信投資顧問株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

### 財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか

とともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2025年8月15日

楽天投信投資顧問株式会社  
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 市川 克也  
業務執行社員

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている楽天投信投資顧問株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第20期事業年度の中間会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、楽天投信投資顧問株式会社の2025年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示について投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2.XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2025年10月8日

楽天投信投資顧問株式会社  
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 市川 克也  
業務執行社員

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている楽天・GCIシステムティック・グローバル・アルファ・ファンドの2025年2月4日から2025年8月3日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、楽天・GCIシステムティック・グローバル・アルファ・ファンドの2025年8月3日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年2月4日から2025年8月3日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、楽天投信投資顧問株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示について投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論

付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

楽天投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2.XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。